

低入札価格調査制度の取扱いの運用について

(平成20年9月29日建管－1605)

1 「秋田県低入札価格調査取扱実施要領（平成9年8月8日付け監－1397）」について

(1) 第3条第1項関係

落札決定を保留する旨の告知は、電子入札システムにあつては「保留通知書」により行うものとする。

(2) 第5条第1項関係

落札者を決定した場合の通知は、電子入札システムにあつては「入札結果通知書」により行うものとする。

(3) 様式第3号付表2関係

失格判断基準調査は、様式第3号付表2により行うものとしているが、担当職員は同表への記入ミス、計算間違い等がないよう十分注意するとともに、入札参加資格確認審査時に同表を添付するなどの方法により、複数の職員のチェック機能が働くよう考慮すること。

(4) その他

低入札価格調査で設定する各基準額の端数処理方法は別紙のとおりとする。

2 「中小建設業者の受注機会の確保対策について（平成15年4月18日付け建管－228）」について

第4ア（イ）関係

開札を始めてから、一の工事において調査基準価格を下回る入札が確認された場合は、当該工事及び当該工事以降の落札決定を保留し、失格判断基準調査を行ったうえで、第4ア（ア）及び（イ）のいずれかに該当することとなった者を他の工事の入札に参加できないものとする。

なお、低入札価格調査の詳細調査を行うこととなった場合において、落札決定までに配置予定技術者等の入札参加資格要件を満たさないこととなった者のした入札を無効とする。

3 「低入札価格調査制度対象工事における受注者側技術者の増員配置の取扱いについて（平成17年3月31日付け建管－2964）」について

低入札価格調査を経て落札候補者となった者がいた場合、当該落札候補者に連絡し、増員配置が可能であるかを確認する。配置できないとの回答があった場合は、当該落札候補者のした入札を無効とし、次順位者以降に同様の手続きを行うものとする。

(平成20年9月29日建管－1605 一部改正（平成20年10月1日から施行）)

(平成21年6月30日建管－882 一部改正（平成21年7月1日から施行）)

(平成23年9月21日建管－1282 一部改正（平成23年10月1日から施行）)

(平成25年5月27日建政－438 一部改正（平成25年6月1日から施行）)

(平成26年3月14日建政－2017 一部改正（平成26年4月1日から施行）)

(平成27年7月27日建政－701 一部改正（平成27年8月1日から施行）)

(平成30年1月29日建政－1254 一部改正)

改正後の規定は、平成30年2月5日以降に入札公告又は指名通知を行う工事に適用する。

別紙

端数処理の考え方

1. 調査基準価格→ア

直接工事費×0.97＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.85＋一般管理費等×0.65＝ア
(千円未満を切り捨て)

2. 失格判断基準価格

① 失格判断基準価格(1)→イ

入札価格の低い10者の平均入札価格×0.95(調査対象者数に応じ0.95から1の範囲内で当該係数が変動)＝イ(千円未満を切り捨て)

② 失格判断基準価格(2)→ウ

設計上の純工事費相当額×0.8＝ウ(千円未満を切り捨て)

3. 詳細調査実施基準額→エ

設計上の直接工事費の額、共通仮設費の額及び現場管理費相当額に5分の2を乗じて得た額の合計額(千円未満を切り捨て)、又は、入札比較価格に10分の8を乗じて得た額(千円未満を切り捨て)のいずれか低い額＝エ(※)

※ 入札価格がエ以上の額については原則として低入札価格調査を終了(失格判断基準を適用しない場合は一部調査を実施)し、エを下回る額については全項目調査を実施する。

4. 工事コスト調査基準額

3と同様